



発行 新潟県

第 23 号

平成27年3月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

4 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）

告 示

- 369 自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車（税務課）
- 370 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 371 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 372 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 373 換地処分（農地整備課）
- 374 換地処分（農地整備課）
- 375 公共測量の終了通知（監理課）
- 376 公共測量の終了通知（監理課）
- 377 公共測量の終了通知（監理課）
- 378 道路の区域変更（道路管理課）
- 379 道路の供用開始（道路管理課）
- 380 道路の区域変更（道路管理課）
- 381 道路の供用開始（道路管理課）
- 382 道路の区域変更（道路管理課）
- 383 道路の供用開始（道路管理課）
- 384 道路の区域変更（道路管理課）
- 385 道路の供用開始（道路管理課）
- 386 道路の区域変更（道路管理課）
- 387 道路の供用開始（道路管理課）
- 388 道路の区域変更（道路管理課）
- 389 道路の供用開始（道路管理課）
- 390 道路の区域変更（道路管理課）
- 391 道路の供用開始（道路管理課）
- 392 道路の区域変更（道路管理課）
- 393 道路の供用開始（道路管理課）
- 394 道路の区域変更（道路管理課）
- 395 道路の供用開始（道路管理課）
- 396 道路の区域変更（道路管理課）
- 397 道路の供用開始（道路管理課）
- 398 道路の区域変更（道路管理課）
- 399 道路の供用開始（道路管理課）
- 400 道路の区域変更（道路管理課）
- 401 道路の供用開始（道路管理課）
- 402 道路の区域変更（道路管理課）
- 403 道路の供用開始（道路管理課）
- 404 道路の区域変更（道路管理課）
- 405 道路の供用開始（道路管理課）

- 406 道路の区域変更 (道路管理課)
- 407 道路の供用開始 (道路管理課)
- 408 道路の区域変更 (道路管理課)
- 409 道路の供用開始 (道路管理課)
- 410 道路の区域変更 (道路管理課)
- 411 道路の区域変更 (道路管理課)
- 412 道路の区域変更 (道路管理課)
- 413 道路の供用開始 (道路管理課)
- 414 道路の区域変更 (道路管理課)
- 415 道路の供用開始 (道路管理課)
- 416 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 417 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 418 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)

公 告

- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)
- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

教育委員会告示

- 4 新潟県文化財の指定 (文化行政課)

規 則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第4号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後									改正前								
別表第1（第6条関係）									別表第1（第6条関係）								
(1) (略)									(1) (略)								
(2) 支出負担行為専決・委任区分									(2) 支出負担行為専決・委任区分								
専決・委任区分			副知事	局長	港湾振興課長	港湾振興課長補佐	事務所長	分所長	専決・委任区分			副知事	局長	港湾振興課長	港湾振興課長補佐	事務所長	分所長
費目									費目								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(資本的支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
用地造成事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用地造成事業費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
仮設備費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	仮設備費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機械備品購入費	(略)	(略)	7,000万円未満	3,000万円未満	500万円未満	(略)	500万円未満	(略)	投資その他の資産	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
投資その他の資産	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	出資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			自動車			○											

		リサイ クル料 金													
	(略)				(略)					(略)					
(3) (略)															
注 (略)															

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第369号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第60条第1項の規定による自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車は、次のとおりとし、平成27年4月1日から施行する。

なお、平成22年3月新潟県告示第378号（自動車税の税率の特例の適用を受ける自動車）は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

適用区分	適用を受ける自動車の主たる定置場	適用年度
第1号の適用を受ける自動車	妙高市大字赤倉字一本木586番5 妙高市大字杉野沢字西野3178番地406	平成13年度分から 平成15年度分から

◎新潟県告示第370号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市姫津361
村尾 長則
新潟県佐渡市姫津305
水野 信明
- 2 区域
姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 3 区分
10トン以上の漁船により刺し網を使用して営む漁業及び10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
- 4 届出年月日
平成27年3月16日

◎新潟県告示第371号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市姫津180
松見 輝夫
新潟県佐渡市姫津1364-1
森川 森太郎
- 2 区域
姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 3 区分
10トン未満の漁船により主として一本釣を行う漁業
- 4 届出年月日
平成27年3月16日

◎新潟県告示第372号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第2項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市北川内853番地
弾正 明良
新潟県佐渡市北立島458番地
本間 良一
- 2 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名の区域
- 3 区分
主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
- 4 届出年月日
平成27年3月16日

◎新潟県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業滝谷地区に係る換地処分をした。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、中魚沼郡津南町を地域とする県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業津南地区(割野換地区)に係る換地処分をした。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第375号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)伊米ヶ崎地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成26年8月1日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 魚沼市 板木、干溝、原虫野、虫野 地内

◎新潟県告示第376号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)築地地区(全換地区)確定測量)「座標補正」
- 2 作業期間 平成26年9月30日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域 胎内市 宮瀬、高畑、赤川、山王、下高田、築地、鷹ノ巣、西川内、堀口、中倉、高橋、塩津、苔実 地内

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）紫雲寺「2次」地区確定測量）
- 2 作業期間 平成26年7月28日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 新発田市真野原ほか 地内

◎新潟県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市米倉字土浄興野 1250 番 1 から	新	8.5～13.8メートル	176.3メートル
同市米倉字五斗蒔1217番 1 まで	旧	8.5～10.2メートル	175.7メートル

◎新潟県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新発田津川線
- 2 供用開始の区間
新発田市米倉字土浄興野1250番 1 から同市米倉字五斗蒔1217番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市小舟町一丁目 480 番 1 から	新	9.2～17.4メートル	591.4メートル

同市小舟町二丁目854番1まで	旧	8.4～17.4メートル	591.4メートル
-----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新発田紫雲寺線
- 2 供用開始の区間
新発田市小舟町一丁目480番1から同市小舟町二丁目854番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米倉板山新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市上羽津字宮ノ腰 690 番 1 から	新	6.0～10.7メートル	473.2メートル
同市上羽津字大門1828番まで	旧	6.0～7.2メートル	473.2メートル

◎新潟県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 米倉板山新発田線
- 2 供用開始の区間
新発田市上羽津字宮ノ腰 690 番 1 から同市上羽津字大門 1828 番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市大栃山字黒又山1366番5から	新	5.5～26.2メートル	160.5メートル
同市下折立字北ノ又943番7まで	旧	5.5～21.2メートル	167.4メートル

◎新潟県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市大栃山字黒又山1366番5から同市下折立字北ノ又943番7まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市下折立字北ノ又943番4から	新	8.6～26.6メートル	305.4メートル
同市下折立字北ノ又943番6まで	旧	4.5～26.6メートル	306.3メートル

◎新潟県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市下折立字北ノ又943番4から同市下折立字北ノ又943番6まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城内焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市四十日字前田340番1から	新	9.4~20.4メートル	140.8メートル
同市四十日字前田354番6まで	旧	7.2~17.6メートル	126.8メートル

備考 路線の重用

一部区間県道欠ノ上五日町線と重用

◎新潟県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 城内焼野線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市四十日字前田340番1から同市四十日字前田354番6まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 欠ノ上五日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市四十日字前田390番から	新	8.4~22.2メートル	114.6メートル
同市四十日字前田398番1まで	旧	7.0~11.4メートル	118.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道城内焼野線と重用

◎新潟県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 欠ノ上五日町線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市四十日字前田390番から同市四十日字前田398番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市蕨場114番2から	新	7.7～34.6メートル	240.8メートル
同市蕨場142番7まで	旧	3.8～33.6メートル	247.7メートル

◎新潟県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市蕨場114番2から同市蕨場142番7まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市赤玉字城ノ平810番3から	新	9.8～20.8メートル	112.3メートル
同市赤玉字城ノ平810番3まで	旧	6.8～14.0メートル	111.4メートル

◎新潟県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間 佐渡市赤玉字城ノ平810番3から同市赤玉字城ノ平810番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月24日

◎新潟県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市赤玉字長面 842 番 1 から	新	6.8～17.2メートル	156.4メートル
同市赤玉字大平1646番まで	旧	6.4～17.2メートル	157.0メートル

◎新潟県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間 佐渡市赤玉字長面842番1から同市赤玉字大平1646番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月24日

◎新潟県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

佐渡市赤玉字長面 104 番 1 から	新	8.6～16.0メートル	22.7メートル
同市赤玉字長面104番2まで	旧	8.6～16.0メートル	22.7メートル

◎新潟県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市赤玉字長面104番1から同市赤玉字長面104番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市蛸字東山 765 番 1 から	新	6.6～18.4メートル	73.6メートル
同市蛸字東山765番1まで	旧	5.0～9.2メートル	73.6メートル

◎新潟県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市蛸字東山765番1から同市蛸字東山765番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下久知字東山 2198 番 1 から	新	9.4～20.2メートル	94.2メートル
同市下久知字東山2198番3まで	旧	8.6～18.2メートル	94.2メートル

◎新潟県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下久知字東山2198番1から同市下久知字東山2198番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下久知字東山 2198 番 28 から	新	6.4～21.0メートル	405.6メートル
同市城腰字大平1565番まで	旧	6.4～13.0メートル	406.3メートル

◎新潟県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下久知字東山2198番28から同市城腰字大平1565番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市城腰字うつつき畑1544番1から	新	5.0～11.8メートル	301.8メートル
同市下久知字東野2196番45まで	旧	5.0～10.8メートル	302.2メートル

◎新潟県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市城腰字うつつき畑1544番1から同市下久知字東野2196番45まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市下久知字ウルシ畑1561番2から	新	6.8～39.0メートル	385.0メートル
同市下久知字ウルシ畑1561番1まで	旧	6.0～19.2メートル	394.4メートル

◎新潟県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下久知字ウルシ畑1561番2から同市下久知字ウルシ畑1561番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下久知字ヨコヂ146番8から	新	8.1～12.6メートル	303.2メートル
同市下久知字老通り936番まで	旧	5.6～11.8メートル	302.1メートル

◎新潟県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下久知字ヨコヂ146番8から同市下久知字老通り936番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下久知字東山2198番1から	新	7.9～19.2メートル	167.0メートル
同市下久知字東山2198番1まで	旧	7.4～15.6メートル	167.0メートル

◎新潟県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下久知字東山2198番1から同市下久知字東山2198番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市下久知字大平 1558 番 1 から 同市下久知字東野1554番3まで	新	8.8～20.4メートル	337.4メートル
	旧	6.3～15.2メートル	336.5メートル

◎新潟県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 赤玉両津港線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下久知字大平1558番1から同市下久知字東野1554番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

◎新潟県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 柿崎都市計画下水道事業
 - (2) 名称 上越市公共下水道（柿崎処理区）
- 3 事業施行期間

平成7年3月3日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第417号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 上越都市計画下水道事業
 - (2) 名称 上越市公共下水道(大潟処理区)
- 3 事業施行期間
平成15年1月31日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第418号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
阿賀野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 阿賀野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 阿賀野市公共下水道(安田処理区)
- 3 事業施行期間
平成4年6月12日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、立川メディカルセンター労働組合中央執行委員長渋谷明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時以降本問題解決まで
 - 3 場 所
立川メディカルセンター労働組合員が従事する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、南浜病院労働組合執行委員長中川甚一郎から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月27日17時以降本問題解決まで
 - 3 場 所
南浜病院労働組合員が従事する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、桑名病院労働組合執行委員長市橋義裕から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時以降本問題解決まで
 - 3 場 所
桑名病院労働組合員が従事する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長富樫宣明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
労働条件に関する要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時50分以降本問題解決まで
 - 3 場 所
医療法人青松会松浜病院の従事する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、恵松会職員労働組合執行委員長相田拓也から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時以降本問題解決まで
 - 3 場 所
恵松会職員労働組合員が従事する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、健進会職員労働組合執行委員長阿部由美から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時以降本問題解決まで
 - 3 場 所
健進会職員労働組合員が所属する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟中央病院千歳園職員組合執行委員長青木功から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時以降本問題解決まで
 - 3 場 所
新潟中央病院千歳園職員組合員が従事する全職場
 - 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。
-

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
 - 2 期 間
平成27年3月28日午前0時以降本問題解決まで
-

3 場 所

青山信愛会職員労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、西蒲中央病院職員労働組合執行委員長山口智誉から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成27年3月31日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

西蒲中央病院職員労働組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成27年3月24日

新潟県教育委員会 委員長 外 山 迪 子

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造聖観音菩薩坐像(旧長坂寺伝来)	1 軀	上越市東雲町2丁目3番19号	宗教法人徳泉寺
有形文化財 (考古資料)	吹上遺跡出土品	1,320点	上越市春日山町1丁目2番8号 (上越市埋蔵文化財センター)	上越市
有形文化財 (考古資料)	小泊窯跡群出土品	102点	佐渡市西三川1070番地1 (旧西三川中学校体育館) 佐渡市八幡2041番地 (佐渡博物館)	佐渡市

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	越後の凧合戦習俗	新潟市南区白根・西白根 三条市上須頃 見附市今町 長岡市中之島	白根凧合戦協会 三条凧協会 今町中之島大凧合戦協会